| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 輸第13625号 | 硫酸アンモニア | 硫酸アンモニアＣ―20.5 | 株式会社古田産業 | 高知県高知市五台山3983番地５ |
| 輸第13630号 | 尿素 | とかち尿素 | 農事組合法人十勝協同生産組合 | 北海道帯広市西八条南四丁目10番地 |
| 輸第13631号 | 熔成りん肥 | ベトナム熔りん | 有限会社北海道ホープブランド | 北海道中川郡幕別町字相川143番地 |
| 輸第13632号 | 魚かす粉末 | ９―５魚粕 | 株式会社中村商会 | 東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号 |
| 輸第102277号 | 混合窒素肥料 | 硝酸石灰混合A―１号 | 三井物産アグロビジネス株式会社 | 東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号 |
| 輸第105238号 | 被覆窒素肥料 | 被覆窒素肥料AK２号 | 赤城物産株式会社 | 東京都千代田区神田和泉町１番地１―７東陽ビル２階 |
| 輸第105239号 | 被覆窒素肥料 | 被覆窒素肥料AK３号 | 赤城物産株式会社 | 東京都千代田区神田和泉町１番地１―７東陽ビル２階 |
| 輸第105253号 | 硝酸石灰 | 硝酸石灰AK１号 | 赤城物産株式会社 | 東京都千代田区神田和泉町１番地１―７東陽ビル２階 |

有効期間が令和13年４月25日となったもの

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 氏名又は名称 | 住所 |
|---|---|---|---|---|
| 生第84954号 | 混合りん酸肥料 | 腐植酸・マンガン・ほう素入り混合りん酸肥料 | 協和株式会社 | 栃木県佐野市築地町５番11号 |

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

**○農林水産省告示第八百八十三号**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように生産業者、輸入業者及び国内管理人の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年六月四日　農林水産大臣　小泉進次郎

１　生産業者、輸入業者及び国内管理人の住所の変更

登録番号　生第92564号、生第92784号、生第100090号、生第100091号、生第100618号、輸第10372号、輸第12925号
変更前　東京都千代田区内神田一丁目14番６号
変更後　東京都港区芝浦四丁目２番８号

登録番号　生第104270号、生第104271号、生第104272号、輸第1698号、輸第1700号、輸第1702号、輸第1834号、輸第1894号、輸第1896号、輸第5062号、輸第6350号、輸第7895号、輸第10732号、輸第11835号、輸第104175号、輸第106306号、輸第106607号、輸第106608号、輸第106609号、輸第106610号、輸第106986号、輸第106987号、輸第107182号、輸第107466号、輸第107978号、輸第107979号、輸第109175号、輸第109176号
変更前　東京都千代田区内神田一丁目14番６号
変更後　東京都港区芝浦四丁目２番８号

登録番号　外第２号、外第３号、外第53号、外第72号、外第73号
変更前　東京都千代田区内神田一丁目14番６号
変更後　東京都港区芝浦四丁目２番８号

２　肥料の名称の変更

登録番号　生第108774号
変更前　高品位尿素水AUS40
変更後　NウォーターMAXX

**○農林水産省告示第八百八十四号**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年六月四日　農林水産大臣　小泉進次郎

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 名称 | 住所 |
|---|---|---|---|---|
| 生第93222号 | 混合りん酸肥料 | 混合りん酸肥料１号 | 千代田肥糧株式会社 | 愛知県名古屋市港区藤前二丁目201番５ |
| 生第93223号 | 混合りん酸肥料 | 混合りん酸肥料２号 | 千代田肥糧株式会社 | 愛知県名古屋市港区藤前二丁目201番５ |

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

**○農林水産省告示第八百八十五号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年六月四日　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 | さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 |
| 第一・第二　（略） | 第一・第二　（略） |
| 第三　まいわし太平洋系群 | 第三　まいわし太平洋系群 |
| 一　（略） | 一　（略） |